

答 申 第 1 3 3 号
平成15年6月17日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年11月19日付け長支（商）第87号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

平成14年10月3日付けで提起された、平成14年9月20日付け長支（商）
第69号の2で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定につ
いて

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、千葉県情報公開条例第11条の規定により開示請求を拒否するものとして行った本件不開示決定を取り消すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成14年9月20日付け長支（商）第69号の2で行った「平成9年〇月〇〇日一宮町一宮字〇〇〇〇〇〇〇〇〇の土砂採取に関する〇〇〇〇より提出された始末書及び確約書等関係書類」の行政文書不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

他人の土地に無断で侵入し、土を採取し、周辺の土地の形状を損壊した悪質な事案であり、なぜこのような悪質な業者を条例で保護するのか理解できない。これでは、被害を受けた側の保護はどうなるのか。事実関係を正確に把握した上で開示、不開示を決定してほしい。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 対象となっている行政文書について

本件異議申立てに係る行政文書は、砂利、岩石又は土（以下「土砂等」という。）の無認可採取を行った者が県に提出する始末書・確約書等（以下「本件対象文書」という。）である。

土砂等の採取については、災害の防止等の観点から、砂利採取法若しくは

採石法又は千葉県土採取条例による採取計画の認可が必要とされている。このため、認可を受けずに行った違法な採取行為に対し、中止等の必要な指導を行っている。

本件対象文書は、一般的には、採取行為者の住所及び氏名並びに無認可採取を自ら認め、今後二度とこのような行為を行わないことを誓約し、速やかに現地を安全な状態に整備することを約束する文章で構成されている。

(2) 不開示の理由について

ア 千葉県情報公開条例第11条該当性について

本件開示請求が、特定の法人名を挙げており、開示請求に係る文書の存否を答えること自体が、特定の法人が違法な無認可採取を行い、県の指導を受けていることを明らかにすることになり、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第3号及び第8号により保護しようとする権利利益を侵害するため、条例第11条の規定により当該文書の存否を明らかにしないで、不開示とした。

イ 旧条例第11条第3号該当性について

本件対象文書は、土砂等の無認可採取を採取行為者が自ら認めたことを明らかにする文書である。したがって、特定の法人から提出された本件対象文書の存否を答えることにより、特定の法人が無認可採取で県の指導を受けたかどうか明らかになり、仮に存在した場合、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められ、旧条例第11条第3号に該当する。

なお、仮に存在するとした当該情報は、人の生命、財産等を保護するために公開することが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 旧条例第11条第8号該当性について

本件対象文書は、県が行う土砂等の無認可採取に対する取締りに関して提出される文書であって、公開することを前提に提出されるものではなく、

特定の法人から提出された本件対象文書の存否を県が一方的に明らかにすれば、本件対象文書を提出した法人及び関係者と県との信頼関係が損なわれ、また、取締りの手法が明らかになるなど、今後、県が行う無認可採取等の取締業務の円滑な執行に著しい支障が生ずると認められ、旧条例第11条第8号に該当する。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関の説明要旨(1)のとおりであり、県が現地立入調査により、土砂等の無認可採取を認めた場合に、採取行為者に法律又は条例違反の事実を告知し、告知を受けた採取行為者が、土砂等の採取行為の中止や、危険防止措置を講ずる等の確約を行う文書である。

(2) 本件対象文書の存否応答拒否について

実施機関は、特定の法人から提出された本件対象文書の存否を答えることが旧条例第11条第3号及び同条第8号に該当することから、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきとしている。以下、その不開示情報該当性について検討する。

ア 旧条例第11条第3号該当性について

実施機関は、旧条例第11条第3号該当性について前記3(2)イのとおり主張するので、以下、検討する。

実施機関に確認したところ、平成13年度において、県全体で土砂等の無認可採取に関する通報が56件あった。

このうち17件が無認可採取であることが確認され、これらについて、採取の中止、災害防止対策を行うよう指導し、必要なものについては本件対象文書の提出を求め、17件全部の採取を中止させている。

これは、例年、ほぼ同様の件数であるとのことでもあり、本件対象文書の提出は、平成9年度当時においても必ずしも特異なものではなかったも

のと思われ、特定の法人から提出された本件対象文書の存否が明らかになったとしても、直ちに、当該法人の社会的信頼や社会的評価を損なうこととなるものとは認められない。

また、本件対象文書の存否について明らかにすることにより、当該法人の販売、営業上のノウハウに関する情報や、事業活動を行う上での内部管理に属する情報などが明らかとなるものでもなく、当該法人の競争上若しくは事業運営上の地位に不利益を与えるものとは認められない。

したがって、特定の法人が本件対象文書を提出した事実の有無は、旧条例第11条第3号には該当しない。

なお、当該法人は、商法第406条の3の規定に基づき、休眠会社として法務大臣により、平成14年12月3日付けで解散登記がされている。本件決定直後の平成14年10月1日には、法務大臣から対象法人（平成14年10月1日の時点で最後の登記から5年を経過している株式会社）についての官報公告が行われていることから、当該法人は、本件決定時点において、既に営業を行っておらず、実体のない法人となっていた可能性が高く、このことから、当該法人について、法的に保護する必要性は極めて低いものと認められる。

イ 旧条例第11条第8号該当性について

土砂等の無認可採取取締業務は、立入調査の際に、県が採取行為者に対して法令違反及び改善すべき点を指摘し、これを受け採取行為者が土砂等の採取行為及び搬出の中止や、危険防止措置を講ずるなど土砂等採取関係法令等の遵守及び採取に伴う災害防止を図っているものであり、本件対象文書は、前記4(1)に記載するような内容となっている。

実施機関は、旧条例第11条第8号該当性について前記3(2)ウのとおり主張するので、以下検討する。

特定の法人から提出された本件対象文書の存否が明らかにされるとした場合に、当該法人が本件対象文書の提出を拒むことは、全く予想できないことではない。

しかし仮にそのような事態が生じたとしても、なおも違法な状態が継続

するなら、当該法人に対し、告発等の手続が予定される所であり、また、本件対象文書の内容から、直ちに、土砂等無認可採取に対する取締りの手法が明らかになるとは考えられず、このことから、取締業務の円滑な執行に著しい支障を及ぼすこととなるとは認められず、旧条例第11条第8号には該当しない。

したがって、ア及びイのとおり、特定の法人から提出された本件対象文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとはならず、実施機関が主張するその存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき理由はないものと認められる。

(3) 結論

以上のとおり、特定の法人から提出された本件対象文書につき、条例第11条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否するものとして行った本件不開示決定は、取り消すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 11. 19	諮問書の受理
14. 12. 18	実施機関の理由説明書の受理
15. 3. 14	審議 実施機関から不開示理由の聴取
15. 4. 25	審議
15. 5. 23	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏 名	職 業 等	備 考
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	
古 幡 浩	城西国際大学講師	部会長
横 山 清 美	環境パートナーシップちば代表	

(五十音順：平成15年5月23日現在)